新丸山ダム水源地域協議会規約

（名 称）

第１条 本会は、「新丸山ダム水源地域協議会」（以下、「協議会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

（目 的）

第２条 丸山ダム周辺における自然、文化、伝統等の地域資源とともに、新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用して、新丸山ダム周辺地域（瑞浪市、恵那市、八百津町、御嵩町）の振興に資する効果的な施策を検討する。

（所掌事務）

第３条 本会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）丸山ダム管理・新丸山ダム建設工事に伴う地域振興に関すること。

（２）新丸山ダム周辺地域の連携による地域振興に関すること。

（協議会）

第４条 協議会は別表に掲げる会員により、構成する。

２．協議会の事務局は、国土交通省新丸山ダム工事事務所とする。

３．協議会は、必要に応じて事務局が招集し、第３条（所掌事務）に関する事項を検討する。

４．協議会は、幹事会を組織し、会務を行う。

（幹事会等）

第５条 幹事会は、必要に応じてワーキンググループを組織し、施策の具体的な検討を実施する。

２．ワーキンググループの組織構成は、検討内容及び地域性を考慮するものとする。

（その他）

第６条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則

この規約は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

平成 30 年 11 月 21 日から施行する。

令和４年９月 20 日から施行する。

令和６年２月 29 日から施行する。

（別表）

新丸山ダム水源地域協議会 会員名簿

所属等	氏名	備考
瑞浪市長	水野 光二	
恵那市長	小坂 喬峰	
八百津町長	金子 政則	
御嵩町長	渡辺 幸伸	
関西電力株式会社 東海支社長	小森 浩幸	
国土交通省木曽川水系ダム統合管理事務所長	稲垣 良和	
国土交通省新丸山ダム工事事務所長	加納 啓司	